政令第八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十九号から第百八十七号まで」を「第四十八号から第百八十一号まで」に改め、第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十二号中「第三十四号」を「第三十三号」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条中第七十三号を第七十二号とし、第七十四号を第七十三号とし、同条第七十五号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条第七十六号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条中第七十七号を削り、第七十八号を第七十六号とし、第七十九号から第九十八号までを二号ずつ繰り上げ、第九十九号及び第百号を削り、第百一号を第九十七号とし、第百二号から第百四号までを四号ずつ繰り上げ、第百五号及び第百六号を削り、第百七号を第百一号とし、第百八号を第百二号とし、第百九号を第百三号とし、第百十号及び第百十一号を削り、第百十二号を第百四号とし、第百十三号を第百五号とし、第百十四号を第百六号とし、同条第百十五号中「第三十号、第三十四号又は第三十九号」を「第二十九号、第三十三号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百七号とし、同条中第百十六号を第百八号とし、第百十七号から第百二十号までを八号ずつ繰り上げ、第百二十一号を削り、第百二十二号を第百十三号とし、第百二十三号から第百二十七号までを九号ずつ繰り上げ、同条第百二十八号中「第三十号、第三十四号又は第三十九号」を「第二十九号、第三十三号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百十九号とし、同条中第百二十九号を第百二十号とし、第百三十号を第百二十一号とし、第百三十一号を第百二十二号とし、第百三十二号を削り、第百三十三号を第百二十三号とし、第百三十四号から第百三十八号までを十号ずつ繰り上げ、同条第百三十九号中「第四十六号」を「第四十五号」に改め、同号を同条第百二十九号とし、同条中第百四十号を第百三十号とし、第百四十一号を第百三十一号とし、第百四十二号及び第百四十三号を削り、第百四十四号を第百三十二号とし、第百四十五号から第百六十五号までを十二号ずつ繰り上げ、同条第百六十六号中「第四十号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第百五十四号とし、同条中第百六十七号を第百五十五号とし、第百六十八号を削り、第百六十九号を第百五十六号とし、第百七十号から第百八十七号までを十三号ずつ繰り上げ、同条に次の七号を加える。

百七十五　性犯罪・性暴力被害者支援交付金

百七十六　特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

百七十七　荒廃農地発生防止・解消対策交付金

百七十八　離島漁業再生支援等交付金

百七十九　環境保全施設整備交付金

百八十　放射線健康影響調査等交付金

百八十一　農林水産業再生支援交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号の三中「第十一項」を「第十二項」に、「ぜい弱化した」を「脆弱化した」に改め、同項第一号の五イ中「ぜい弱化した」を「脆弱化した」に改め、同条第四項中「これ」を「これら」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「ぜい弱化した」を「脆弱化した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号及び第三号中「暗渠排水その他」を「暗渠排水その他の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第六項の規定により都道府県が高収益作物導入促進土地改良整備計画（農業用用排水施設の新設若しくは変更又は暗渠排水を施行することによりその区域内における収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該農業用用排水施設の新設若しくは変更若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設若しくは変更又は暗渠排水

二　区画整理、農用地の造成又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

第五十条の二の二第二項第二号中「総合土地改良計画及び」を「総合土地改良計画」に、「に従つて」を「及び高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて」に改め、同項第五号中「第五十条第八項各号」を「第五十条第九項各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該施設更新事業が高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第六項第一号に掲げる事業に該当し、かつ、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十一項及び第十二項」を「第五十条第十二項及び第十三項」に改める。

第七十八条第一項中第二号の七を第二号の八とし、第二号の六を第二号の七とし、第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額